

すべてのドバイ・クリエイティブ・クラスター  
(DCC) フリーゾーン法人に影響する新規則の制定

2017年2月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援部 ビジネス展開支援課

---

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所 Amereller に作成委託し、2017年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Amereller は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Amereller が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info\_dubai@jetro.go.jp

**JETRO**

本報告書作成委託先：

Amereller

[www.amereller.com](http://www.amereller.com)

（ドバイ オフィス）

Tel: +971 4 332 9686

**A M E R E L L E R**

## すべてのドバイ・クリエイティブ・クラスター (DCC)

### フリーゾーン法人に影響する新規則の制定

ドバイ・クリエイティブ・クラスター（以下、**DCC**）と総称される九つのフリーゾーンを管轄するドバイ・クリエイティブ・クラスター庁（以下、**DCCA**）は、2017年2月1日に2016年DCC民間企業規則（以下、**新規則**）を公布した。この新規則は直ちに発効し、その時点までの準拠法である2003年4月9日に公布されたドバイ・テクノロジーおよびメディア・フリーゾーン民間企業規則（以下、**旧規則**）は廃止のうえ、新規則に置き換えられた。

新規則は、現在の一般的実務からそれほどかけ離れていない。2015年4月承認のUAE新会社法（2015年連邦法第2号会社法）上の法人に関する規定に、DCC法人を適合させようとする試みもみられるが、どちらかというフリーゾーン法人運営の現代化の意味合いが強い。会社統治上のさまざまな変更が義務付けられており、2018年1月31日までに、DCCフリーゾーン内で営業する全法人は、新規則に従って統治方針および会社基幹書類を改正しなければならない。

ドバイ・クリエイティブ・クラスター・フリーゾーン九つは以下のとおりである。

- ドバイ・インターネット・シティ (Dubai Internet City)
- ドバイ・メディア・シティ (Dubai Media City)
- ドバイ・ナリッジ・パーク (Dubai Knowledge Park) (旧ドバイ・ナリッジ・ビレッジ)
- ドバイ・スタジオ・シティ (Dubai Studio City)
- ドバイ・デザイン・ディストリクト (Dubai Design District)
- ドバイ・アウトソース・シティ (Dubai Outsource City) (旧ドバイ・アウトソース・ゾーン)
- ドバイ・プロダクション・シティ (Dubai Production City) (旧ドバイ・インターナショナル・メディア・プロダクション・ゾーン)
- ドバイ・インターナショナル・アカデミック・シティ (Dubai International Academic City)
- ドバイ・サイエンス・パーク (Dubai Science Park) (旧ドバイ・エネルギー環境パーク&ドバイ・バイオテクノロジー&リサーチ・パーク)

## FZ-LLC 対象の新たな定款

フリーゾーン有限法人（以下、**FZ-LLC**）は、DCC フリーゾーンにおける唯一の独立した企業体として認可されている。新規則上では、**FZ-LLC** の定款、統治機関、取締役の法的責任等、細かいが重要な改正点がみられる。

旧規則では、フリーゾーン内の法人に付属定款（By-laws）および定款（Articles of Association）を置くよう定めていた。一方、実務上では、近年 DCCA は、近年 DCCA は、基本定款（Articles of Association and a Memorandum of Association）の作成を義務付けており、付属定款は必須ではなかった。

新規則では、「標準定款」を定めており、通常はこれに署名および法人印捺印のうえ、DCCA 登記局の許可を受けるために提出する。係る標準定款を採用せずに独自の定款を作成する場合は、新規則による改正点を含めた定款を登記局に提出しなければならない。

また、新規則においても旧規則と同様、以下の事項が **FZ-LLC** の定款の絶対的記載事項として定められている。

- 法人名（**FZ-LLC** という語が必ず法人名の後に付く。）
- 株主（社員（members）と呼ばれる）の責任範囲の制限
- 商業活動の範囲を明記する条項
- 法人存続期間
- UAE ディルハム建て株式資本額、株式の種類、株式資本増減の方法、株式に付属する権利、株式譲渡
- 全株主の署名

さらに、新規則においては、以下も絶対的記載事項と定められている。

- 1年に1度以上の定時株主総会の開催、定足数、議長の選任、決議手続き、年次定時株主総会前に提出する会計書類および事業計画の記載内容等、定時株主総会に係る条項。
- 取締役（directors）数の上限、役員選任の方法、定年退職、取締役およびその他役員（officers）の退職・解任
- 取締役の報酬および付与された権利、取締役会の開催手続きおよび取締役会決議
- 書記役（secretary）の選任（任意）、議事録の保管方法

## 会社統治

旧規則では、FZ-LLC に取締役 1 人および書記役 1 人を置くことを定めていた。実際には、DCCA 発行のコマーシャル・ライセンスにはゼネラル・マネジャー（またはマネジャー）の氏名が代表者として記載される。取締役も株主により選任されるが、書記役の選任には正式な手続きは義務づけられてない。

新規則では近年の実務を成文化しており、取締役 1 人以上およびゼネラル・マネジャー 1 人を置き、旧規則と同様にゼネラル・マネジャーの氏名が FZ-LLC のコマーシャル・ライセンスに記載される。ゼネラル・マネジャーの権限は、取締役からの委任状または決議書により定められる。

さらに、法人は、氏名、出生日、国籍および住所を記載した取締役・役員名簿を保存しなければならない。DCCA 法人は、係る名簿を登記局に提出する義務がある。また、閲覧権限を有する者の依頼に応じ提供可能な状態で、取締役・役員名簿を保管しなければならない。

## 取締役の義務

新規則では、取締役およびその他役員の義務として、以下を定めている。

- 法人の最大の利益のために、常に誠実に適法に行動すること。
- 合理的に賢明な者が同様の状況において行使する程度の注意、勤勉さおよび技能を行使すること。
- 新規則、法人定款、法人と役員との間で締結された業務委託契約書が存在する場合は、それに従った行動をすること。
- 授権された目的に対してのみ権限を行使すること。

取締役は、書面または取締役会において、法人とのいかなる利益相反をも申し出なければならない。取締役会の決議案に対し、直接または間接の利益相反がある場合は、決議に参加できず、出席者とみなされない。

FZ-LLC は、全株式資本の 90%以上を保有する株主に承認された場合を除き、いかなる取締役にも融資または資金援助を行わない。また、係る資金援助は、法人・株主の利益および法人の満期時の債務履行能力を阻害しない旨の、取締役その他すべての満場一致の決議があるときのみ可能となる。この制限には、取締役本人に対してだけでなく、その配偶者や子が含まれ、係る取締役本人、その配偶者や子が 20%以上の株式資本を所有する会社も含まれる。

## 契約等の締結—署名権限の確認が義務化

新規則による最大の変更といえるのが、DCCA内の法人の代理人として契約等に署名することに関する変更である。

新規則第21条では、FZ-LLCの代理としての契約締結は、明示的権限を有し、定款の規定に沿った者によりなされると定められている。

一方、旧規則第19条により、明示的権限または黙示的権限を有する者は、いかなる者も会社の代理として契約を締結することが可能とされていた。

本変更が重大である理由として、FZ-LLCの形態により事業を行う会社は、黙示的権限に依拠することができなくなり、契約の署名者がFZ-LLCの代理として契約を締結する権限を与えられていることを、定款または委任状（Power of Attorney）等により示さなければならなくなったということである。

定款または委任状等による署名権の有無の確認は、UAE裁判所でも契約の存在を証明する形式的な要件であり、明示的規定の有無にかかわらず、常にベストプラクティスといえる。しかし、DCCA内のFZ-LLCとの間で契約を締結する会社にとっては、署名権限を付与された者が、実際に係る法人に対し強制力を有するかを確認する余分な手間となる。

## FZ-LLC 株式への質権設定

2015年会社法は、債権者の利益を考慮し、UAE本土（フリーゾーン外）に設立された有限責任法人（以下、LLC）の株主が、自らの株式に質権を設定することを認めた。新規則上の改革は、会社法と同様に、株主が自らの株式に質権設定することにより質権登録が発生し、債権担保として債権者に利する。本条項が執行された場合、質権設定は株式が公売され、その収益により経費を負担でき、質権者への負債の支払いに宛てることにつながる。しかし、実際にどのようにこのシステムが運用され、質権が実行されるかは未確定である。

## 支店

UAE法人または外国法人のDCCA支店については、支店登録や運営上の大きな変更はない。旧規則では、支店長を「主たる代表」と表記していたが、実際はマネジャーと呼ぶことが多かった。新規則では、最低1人以上の者を、文書や通知を支店の代表として受領する権限が与えられた者として任命することが義務付けられている。実務上では、係る者を従前どおりマネジャーと呼ぶとみられる。

## FZ-LLC がすべきこと

DCC フリーゾーン内で営業するすべての法人には、新規則の遵守が求められる。そのために実行すべき事項として、以下が挙げられる。

- 現行定款を再確認し、変更が必要かどうかを検討する。
- 会社運営上の手続きおよびベストプラクティスを再確認する。
- 取締役名簿が作成・更新されているかを確認する。

取締役およびその他役員の信認義務およびすべきことを繰り返し確認する必要がある。

最後に、注意点として、DCCA 法人と取引する会社は、契約書署名者が係る取引を行う明示的権限を有するかどうかを確認すべきである。